

# かすみがうら市

## 協働のまちづくり指針

はじめに	1
第1章 協働の背景と必要性	
1. 地方分権の進展	
2. 市民生活における価値観やニーズの変化	
3. 市民活動の現状	2
4. 行政を取り巻く環境変化	
5. 協働のまちづくりの必要性	
第2章 協働のまちづくりとは	
1. 定義	
2. 協働のまちづくりの基本原則	3
3. 協働事業の領域とイメージ	4
4. 協働における市民と行政の役割	
5. 協働の形態	5
第3章 協働事業の推進	6
1. 協働の普及啓発	
2. 情報の共有	
3. 協働を推進するための環境づくり	
4. 市民と行政による協働事業の展開	7
第4章 協働のまちづくりの推進スケジュール	8
1. 協働事業を推進するための手順	
2. 協働のまちづくりの推進スケジュール	9

平成22年5月

## はじめに

近年、地方自治体における「まちづくり」のキーワードとして「協働」の文字がよく使われている。市民の誰もが安心して豊かな生活を過ごすためには、行政だけで解決しきれない問題が増えており、一番近いところにいる市民と連携することが有効とされ取り組まれている。

本市では、平成19年度を初年度とする総合計画において「市民と行政との協働」を施策展開の柱の一つに位置づけ、市民の協力を行政運営の推進力としてきた。協働事業としては霞ヶ浦清掃作戦、花のみちの花壇管理、防犯パトロールなど様々な形態で実施されており、また福祉や環境を始めとする多くの分野に市民活動団体が組織され活躍している。しかし、新たな課題を常に抱える行政は協働領域の拡大を必要としており、他方の市民サイドも自身の活動を充実させるため活動環境の向上を行政に期待している。

このようなことから、市民活動を促進し支援するための仕組みと活動拠点の確保を喫緊の課題と捉え、まちづくりの主体がどのように関わっていくべくかを明らかにするため、市が目指すべき協働の基本的な進め方を「協働のまちづくり指針」として定めるものです。

なお、まちづくりにおける「行政区」が果たす役割は大きなものを占めているが、現在、区長会では行政区規模の再編等を研究しているところであり、今回の検討からは除くものとする。

## 第1章 協働の背景と必要性

### 1. 地方分権の進展

地方分権一括法の施行以降、国・県からの権限委譲が進められ、これまでの国・県主導の画一的な誘導策を前提としない、地域の実情に即した独自の行政運営が可能になっている。このため自らの知恵と工夫により地域特性を最大限に活用し、この市に住んで良かったと言えるまちづくりを市民と一緒に進める必要がある。

### 2. 市民生活における価値観やニーズの変化

市民のライフスタイルや価値観が多様化し行政への要望も複雑化している。また、地域による子どもの健全育成や高齢者の見守りなど地域社会による互助機能が低下するなど、行政の責任領域が拡大している。しかし一方では、少子高齢化などの社会構造の変化に伴い受益と負担のバランスが崩れ、これ

までどおりの行政サービスを維持することが困難になっている。

### 3. 市民活動の現状

市民活動は以前から活発に行われており、様々な分野に153の市民活動団体が設立されている。これらの中には地域や社会の問題に対し「地域でできることは自らが考え行動していこう」とする高い意識を持ったボランティア団体も多いが、会員減少、資金不足、連携不足からの孤立など、活動の硬直化や組織の弱体化を危惧する団体も少なくない。

福祉	健康	環境	産業	観光	生活	教育文化	スポーツ	消防	NPO	合計
26	2	4	8	3	5	63	25	8	9	153

### 4. 行政を取り巻く環境変化

少子高齢化や地方分権により行政の責任と負担が拡大する一方で、厳しい財政状況からまちづくりに関する事務事業の縮小を余儀なくされている。このため、行財政改革や事務事業の評価に取り組み行政運営の合理化と効率化に努めているが、増大する公共サービスのすべてを行政中心で行うことが困難になっている。

例えば遊休農地の解消や森林の荒廃など、当事者や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増えている。

### 5. 協働のまちづくりの必要性

かすみがうら市は、将来像の「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」を実現するための基本目標の一つに「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を掲げている。これは、まちづくりは行政だけでなく、市民一人ひとりをまちづくりの担い手として共に力を合わせ行動することを目指している。

行政を取り巻く環境の変化は様々な課題を作り出しており、これからの行政運営には、市民と行政が信頼関係を築き、連携、協力して地域の課題解決にあたる協働によるまちづくりを推進する必要がある。

## 第2章 協働のまちづくりとは

### 1. 定義

#### (1) 市民活動団体

市民活動団体とは、市内に活動拠点を置き、市民の自発的な意思に基づき、

自らの生活向上や地域活性化を目的とした継続性のある見込める団体をいう。

ボランティアや公益活動を行う団体、生涯学習や趣味的活動を行う団体、事業者、NPO法人、公益法人などを含む。

## (2) 市民公益活動

市民公益活動とは、市民が自主的に取り組むまちづくりや社会貢献を目的とする活動をいい、団体や個人による活動を問わない。

ただし次に掲げる活動は除くものとする。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ④ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする活動

※ 公益とは、一般的には広く社会一般の利益とされるが、具体的に何が公益かは、活動の内容、性質等により、個々にケースバイケースで判断する必要がある。

## (3) 協働

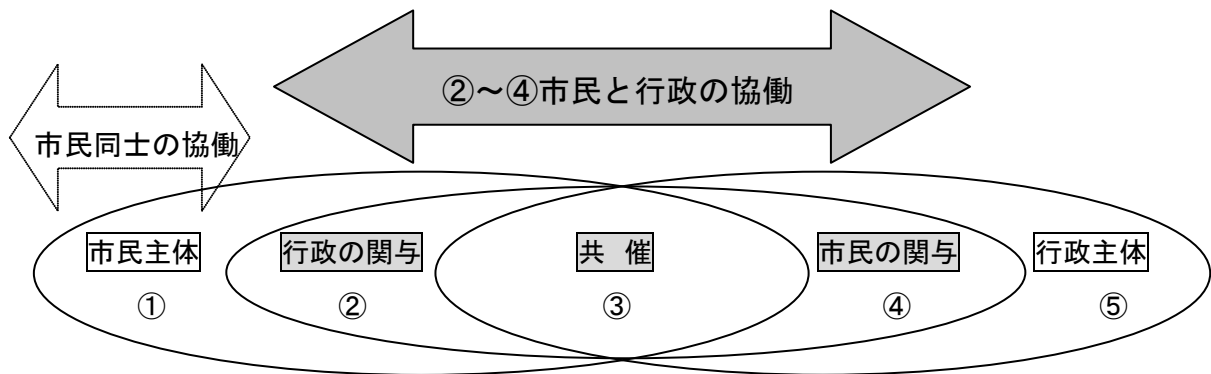
市民と行政が互いの特性を認め合いながら、共通の課題解決や目的を達成するために、対等の立場で協力し活動することをいう。

## 2. 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりを進める場合は、次の基本原則を順守するものとする。

- ① 市民と行政は、相互の役割を認識し補完しあうこと。
- ② 市民と行政は、相互の価値観や行動原理を尊重し、自主性と自立性を高めあうこと。
- ③ 市民と行政は、対等な関係に基づき事業の目標を共有すること。
- ④ 市民と行政は、相互に情報を提供し協働に必要な情報を共有すること。
- ⑤ 市民と行政による協働事業を実施した場合は、事後の評価を行うこと。

### 3. 協働事業の領域とイメージ



<p>①市民が主体的かつ自立して活動する領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●私的経済活動(営利事業)、宗教・政治活動、趣味・娯楽など</li> </ul>
<p>②市民が主導し、行政が支援する領域</p>
<p>③市民と行政が協働で立案・実行する領域</p>
<p>④行政が主導し、市民参加により実行する領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域毎のきめ細かい対応が必要な事業 :子育て支援、要援護者支援など</li> <li>●地域との連携合意が必要な事業 :道路・公園の整備と管理、防犯・防災の見回り、ごみの減量化</li> <li>●市民の技能を活用することで行政活動を補完できる事業 :文化・スポーツイベント、産業活性化、国際交流、人権相談など</li> <li>●市民のネットワークを生かし、多くの市民の参加をめざす事業 :啓発イベント、展示会の開催、観光の振興など</li> <li>●社会的課題などに対応した先駆的な事業 :アイデアの実証試験など</li> </ul>
<p>⑤行政が執行者として責任を持つ領域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公権力の行使(許認可、税賦課徴収)、政策決定、行政の内部管理、基本的人権の保障(生活保護、警察・消防)、民間の育成誘導、法令等の責務など</li> </ul>

### 4. 協働における市民と行政の役割

#### (1) 市民の役割

市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動への積極的な参加に努めるものとする。

#### (2) 市民活動団体の役割

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができること

を考へて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

### (3) 行政の役割

行政は、協働によるまちづくりの意義を職員一人ひとりに徹底させるとともに、市民が行政の施策や計画づくりに関わる機会の拡充と市民公益活動が活発に行われるための環境整備などに取り組むものとする。

## 5. 協働の形態

### (1) 共催

複数のパートナーが共に主催者となり共同で事業を行う形態です。それぞれパートナーの専門性を活かすことができることから事業内容の充実が図られる。

### (2) 後援

主催者の実施する事業に対して、他のパートナーが趣旨に賛同し、開催を援助する形態です。パートナーの後援による社会的信頼を得ることにより効果的な事業実施が図られる。

### (3) 実行委員会

複数のパートナーが構成員となって、特定の事業のために新たな主催団体を編制し事業を実施する形態です。それぞれパートナーの専門性を活かせることから、事業内容の充実が図られる。

### (4) 協定

パートナー同士が、事業の目的・役割分担・経費負担などを取り決め、それぞれの特性を活かし、一定期間、継続して事業を実施する形態です。

### (5) 企画立案・計画策定への参画

主に行政が活用する形態で、パートナーの持つ専門的な知識や経験、情報などを活用し、審議会や委員会に参加して意見や提案を受ける形態です。

### (6) 補助

共通の目的を達成するために他のパートナーが資金や物品等を支援する形態です。この場合、協働の原則である対等の関係の確保を図ることが求められる。

### (7) 委託

事業の実施にふさわしいパートナーの専門性や柔軟性、先駆性などの特徴を活かし、より効果的・効率的に行うために委ねる形態です。ただし、委ねる側の財政的な負担軽減のみを目的とするものは除かれる。

## 第3章 協働事業の推進

### 1. 協働の普及啓発

#### (1) 市民公益活動の紹介

市のホームページや様々な機会を捉え、市民活動団体の活動内容や協働事業の事例を紹介することで、市民の理解と関心を高め積極的な参加と協働意識の啓発に努める。

#### (2) 職員の意識改革

市職員の一人ひとりが協働の必要性を理解し、協働の視点でまちづくりを積極的に展開できるよう、職員の研修と意識改革に努める。

### 2. 情報の共有

#### (1) 行政情報の提供

協働を円滑に進めるには、協働する双方が保有する情報を提供し目標を共有することが不可欠となる。特に膨大で専門的な行政情報を市民に提供することに当たっては、見易さや具体性など市民に理解され易い工夫が大事である。また行財政改革や事務事業評価の積極的な公表と合わせ、審議会などの会議公開や職員による出前講座の制度化を検討するなど、積極的な行政活動情報の提供に努める必要がある。

#### (2) 市民活動情報の集約化

市民活動団体の情報は、個々が個別に提供しているため、市民はもとより行政にも分かりづらい。市民活動が地域や市民に理解され公益活動が活発に展開されるには、市民活動情報を集約し提供する仕組みが必要になる。

具体的には、ひたちなか市の「市民活動サポートバンク」や龍ヶ崎市の「ボランティア・市民活動団体・人材バンク情報」などがあり、各団体の一定の情報をネット上に公開し、市民や他の団体に参加や連携を呼びかけている。

### 3. 協働を推進するための環境づくり

#### (1) 協働を推進する担当課

市民活動団体の目的は多岐にわたり関係する行政窓口も様々である。今後、協働のまちづくりを充実していくためには、市民活動団体の窓口は従来同様としても、協働方針の定着や協働に関する情報提供においては、総括する担当課が必要になる。現在、広聴広報課で「市民活動の支援」を所掌していることから市民協働係の所管が適当になるが、協働の推進策が計画から実行に移った場合は係体制の強化が必要である。

## (2) 市民活動拠点の確保

市民の自主的な活動や交流を促進するための拠点としては、情報交換、相談、集会、資料作成など様々な機能を備えた施設が必要になる。この施設確保に当たっては、市の地理や公共交通などの条件から利用者の利便性を考慮すると、複数の施設の確保も視野に入れ検討する必要がある。

現実的には、既存の公共施設を利用者の視点から検証し（仮称）市民活動サポートセンターとして整備する。

## (3) 市民活動拠点の運営

（仮称）市民活動サポートセンターは、市民活動の場であり、参加の機会を作り出す市民のための施設になる。従って、利用者の意見を柔軟に取り入れられる機能配置や、市民の自主性を尊重できるよう市民自らが運営することを基本にすべきと考える。この場合、施設を運営し、市民参加の橋渡しや各種相談に応じるコーディネーター役が重要であり、市民ボランティアやNPOなどの活用が考えられる。

また、各市民団体との総合調整を果たす行政は、幅広い市民公益活動の展開を支援するため、コーディネーターの養成や市が所有する備品の貸し出しなどを行うものとする。（事務機器、公用車、草刈機など）

## (4) 市民が提案する公益活動への補助制度の充実

新たな活動の立ち上げや既存活動のさらなる発展を図るため、これまで支援を受けていない市民活動団体に対し、事業費の一部を補助する制度を充実させる（地域振興グループ等育成補助金など）。公益活動の公募⇒プレゼン⇒公開審査などを経て事業を選定することで、補助金の効果を高め、市民活動の活性化を図る。

## (5) 市民活動団体の登録

行政と連携し協働のまちづくりの担い手となる市民活動団体を明確にする必要があることから、団体の登録制度を設けるものとする。

この登録情報を広く市民に公開することで、市民への意識啓発はもとより、市民からの信頼確保、団体の仲間づくり、他団体との交流促進、活動範囲の拡大、ネットワークづくりなどを支援する。

## 4. 市民と行政による協働事業の展開

### (1) 行政提案による協働事業制度の創設

行政が計画している政策をより効果的に実施するため、協働事業のパートナーを市が公募する制度を導入する。市民活動団体の発想やネットワークな



どを活かすことで、多様化する市民ニーズや地域課題を的確に捉えたきめ細かな行政サービスを提供する。

## (2) 協働事業の拡充

協働事業は、行政や市民が単独で行った場合と比べ、協働する双方にメリットが生まれる実践的で効果的なまちづくりの手法である。このため、行政における実施計画の策定や事務事業の評価時において、協働の基本原則や領域などに照らし合わせ、新しいニーズや課題発生を想定しながら、協働が可能な事業を洗い出し、事業の実施手段の積極的な転換を図るものとする。

## (3) 協働事業の評価

協働事業は、複数のパートナーが特性を認め合い協力し進めることで、より大きな事業効果を目指すものである。このため、協働事業を拡大する一方で、事後評価を加え透明性や信頼性の確保に努めることが重要になる。

事後評価に当たっては、目標の達成のほか、協働の基本原則は守れたか、形態や協働相手の選定は適切であったかなどの項目について確認するものとする。

## (4) 新たな協働事業の検討

今後の展開としては、協働事業の有効性を踏まえ、新たな事業創設を積極的に検討していくものとする。

### 《参考事例》

公共施設の里親制度	身近な公園などの公共施設の美化や清掃管理を市民活動団体などが主体的に実施すること。
公募委員制度	市の各種委員会や企画への参画機会を拡充するため、まちづくりに参画意欲のある市民を公募・登録する制度。
協働のまちづくり推進委員会の設置	市民と行政の協働のあり方や市民活動センターの運営活用などを、市民自らが考える会議を設置する。
市民公益活動の体験事業	市民に市民活動団体の活動を理解し実践してもらうため、受入れ態勢を整え体験できる仕組みを構築する。
まちづくりガイドブックの作成	協働のまちづくりを理解し円滑な推進を図るため、市民向けのガイドブックを作成する。

## 第4章 協働のまちづくりの推進スケジュール

### 1. 協働事業を推進するためのスケジュール

まちづくりの有効な手法として協働事業の定着を図るため、市民の理解の下、段階を追って進める必要性から、今後の推進スケジュールを次のとおり示すものとする。

- ① 市が目指すべき協働の基本的な進め方を「協働のまちづくり指針」として作成する。

担当	22年度	23年度	24年度以降
関係課会議	作成		
広聴広報課	周知	マニュアル化	推進

- ② 行政のパートナーとなる市民の意見を反映し、協働のまちづくり指針の充実を図る。

担当	22年度	23年度	24年度以降
広聴広報課	協議・反映		

- ③ 協働の視点から市民活動の支援策の具体化を検討する。

担当	22年度	23年度	24年度以降
各担当課	検討	一部実施	実施

- ④ 市民団体の登録やデータベース化を検討する。

担当	22年度	23年度	24年度以降
広聴広報課	検討・調査	登録	HP掲載

- ⑤ (仮称)市民活動サポートセンターのあり方について、市民を交え検討する。

担当	22年度	23年度	24年度以降
広聴広報課	検討	準備	設置

- ⑥ サポートセンターのコーディネーターを養成し確保する。

担当	22年度	23年度	24年度以降
広聴広報課	検討	養成	配置

- ⑦ 実施計画や事務事業評価などから、協働事業の洗い出しと評価システムの拡充を検討する。

担当	22年度	23年度	24年度以降
企画課	検討	制度化	運用